



港長公示第6-2号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により、公示する。

令和6年8月1日

金武中城港長



金武中城港（新港地区・泡瀬地区）における航泊の禁止について

金武中城港の下記区域において、浚渫等工事作業が行われるため、下記により船舶の航泊を禁止（当該工事作業に従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く。）する。

記

1 期間

令和6年8月1日（木）1500から浚渫等工事作業終了までの間

2 区域（略図参照）

次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面

- ① 北緯26度19分19.1秒 東経127度51分41.4秒
- ② 北緯26度19分12.5秒 東経127度51分36.8秒
- ③ 北緯26度19分23.8秒 東経127度51分16.8秒
- ④ 北緯26度19分33.6秒 東経127度51分23.3秒

- ⑤ 北緯26度18分15.6秒 東経127度51分10.6秒
- ⑥ 北緯26度18分09.8秒 東経127度51分11.4秒
- ⑦ 北緯26度18分01.1秒 東経127度50分57.5秒
- ⑧ 北緯26度18分26.7秒 東経127度50分52.4秒

3 標識

①～⑥各地点には、以下の灯浮標が設置される。

灯浮標（標体：黄色、灯色：黄色、灯質：4秒1せん光）

⑦⑧各地点には、以下の標識灯が設置される。

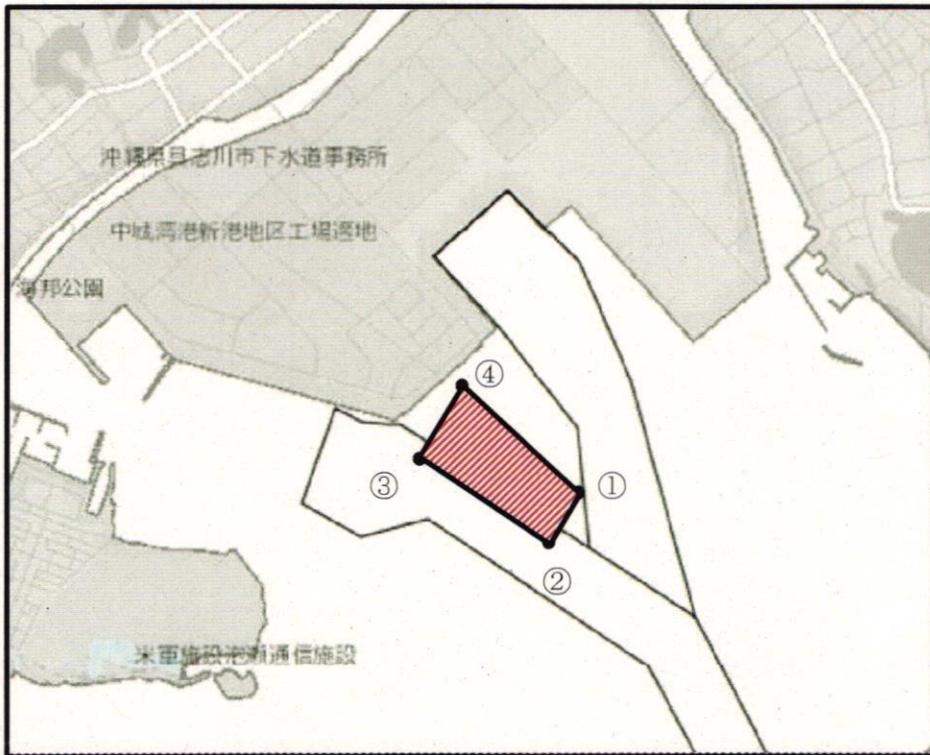
標識灯（標体：黄色、灯色：黄色、灯質：4秒1せん光）

4 備考

各工事区域周辺には、警戒船が配備される。

5 略 図

(新港地区)



(泡瀬地区)

